誓約書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

許可番号

住　　所

名　　称

氏　　名

　私は、割賦販売法第十五条第一項第八号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約いたします。

|  |
| --- |
| （参考：提出時は削除のこと）  割賦販売法（昭和三十六年七月一日法律第百五十九号）  第十五条第一項  　一～七　（略）  　八　役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人  イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  ロ　禁錮(こ)以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者  ハ　第十一条の許可を受けた者（以下「許可割賦販売業者」という。）が第二十三条第一項又は第二項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその許可割賦販売業者の役員であつた者で、その処分のあつた日から二年を経過しないもの |